

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	有福温泉地区本明元田・本明谷集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年度時点で、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は0haだが、今後中心経営体が引き受ける意向のある面積も0haとなっている。 65歳以上の割合が全体の84%となっており、今後も農業を続けていく上で、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落では、中心経営体である認定新規就農者1経営体がコケ栽培を行っているが、担い手は不足しており、担い手の確保が喫緊の課題である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外からの人材確保の必要性に関して「わからない」が42%、「必要ない」が33%と回答している。
当集落で農業をしたいと相談はあるが、水道未普及箇所が存在など生活・社会インフラの不足から、結果的に就農や定住に結びついていない現状がある。また、近年、農業者が病気等で激減している。このため、今後の人材確保においては就農志向者の受け入れ体制及び生活・社会インフラの整備が喫緊の課題となっている。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について「必要ない」が58%、「分からない」が25%、「必要である」が17%という結果となった。
当集落は、ほ場整備(S61～S63、5.9ha)が実施済みである。
大雨が降ると冠水するほ場や、水田の排水不良ほ場が存在し、その排水対策等が必要となっている。
中山間直接支払交付金制度を実施している農地は、比較的集約化しており、この農地を拠点に農業振興を図っていく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は、水稻の生産を中心に、キャベツなど水田利用が進んでいる。
一方で、水田に替わる新たな作物または組み合わせ作物として、しいたけ(原木)、エゴマ及びコケなどに取り組みしており、今後品目を増やしていきたい。
また、当集落には水稻生産の拡大志向者やコケ栽培に取り組む認定新規就農者がおり、連携を図っていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「追い払い対策で鳥獣を寄せ付けない環境づくり」「個別の防護柵の設置」の意見が多く上がった。
当集落には、集落全体を囲う防護柵が設置され、イノシシ対策を講じている。しかしながら、設置ができない道路等の開口部から獣が侵入し、被害を及ぼすことなどが課題となっていた。このため、令和元年から、道路上に侵入防止資材をを設置することにより、一定の効果を得ている。
今後も、防護対策を研究し、積極的に対策を講じていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手と協力」が16%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、その担い手を集落が支える」が15%、「既存の担い手への農地集積」が8%となり、39%が担い手と協力して農地を守っていく志向を示している。
当集落の農地は、地形上谷間に位置し、ほ場条件が厳しく、営農環境も厳しい実態がある。しかしながら、次世代へ農地と居住環境が良い状態で継承したい意向や、比較的規模の大きい農家が担い手不在農地をカバーするなど、集落の農地を保全する意識は高く、その具体的な対策を講じていく。

■その他の取組方針

日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金)等の補助制度を有効に活用しながら、担い手への農地集約や営農環境の保全を図っていく。
下水道などの、必要最低限の生活・社会インフラの整備を図り、里山や集落の維持発展を目指す。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		0.3 ha		0.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。